

広島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第十九号

#### 広島県税条例の一部を改正する条例

広島県税条例（昭和二十九年広島県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（徴収金の納付又は納入の場所等） 第七条の二 納税者又は特別徴収義務者が納税通知書（個人の県民税に係るものを除く。）、納付書又は納入書をもつて納付し、又は納入する徴収金は、会計管理者又は出納員に納付し、又は納入するほか、指定金融機関、収納代理金融機関 規則で定める郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）を含む。）の営業所、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第二項の規定により県税の収納に関する事務の委託を受けた者又は第三十三条の規定により県税の徴収に関する事務を委任した市町に納付し、又は納入しなければならない。</p>	<p>（徴収金の納付又は納入の場所等） 第七条の二 納税者又は特別徴収義務者が納税通知書（個人の県民税に係るものを除く。）、納付書又は納入書をもつて納付し、又は納入する徴収金は、会計管理者又は出納員に納付し、又は納入するほか、指定金融機関、収納代理金融機関 規則で定める郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行（郵便貯金銀行を所属銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十六項に規定する所属銀行をいう。）とする銀行代理業者（同条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）を含む。）の営業所、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準を満たしている者として県税の収納の事務の委託を受けた規則で定める者又は第三十三条の規定により県税の徴収に関する事務を委任した市町に納付し、又は納入しなければならない。</p>
<p>（県民税の納税義務者等） 第三十四条（略） 2―4（略） 5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第二十五条第一項第二号</p>	<p>（県民税の納税義務者等） 第三十四条（略） 2―4（略） 5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）</p>

に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6―8（略）

附則

第七条の四（略）

のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。

6―8（略）

附則

第七条の四（略）

〔令和六年度分の個人の県民税の特別税額控除〕

第七条の五 令和六年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下この条及び次条において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第二十七条、第二十八条から第三十八条の四まで、附則第四条の第二項、附則第六条第一項、附則第六条の四の第二項、附則第六条の五及び附則第七条の第二項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

21

前項の県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（法第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七条、第三十八条から第三十八条の四まで、附則第四条の第二項、附則第六条第一項、

附則第六条の四の二第一項、附則第六条の五及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四條の三、第三百十四條の六から第三百十四條の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3| 前二項の規定の適用がある場合における第三十八條の二第二項及び附則第六条の五の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第七条の五第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」とする。

除 〔令和七年度分の個人の県民税の特別税額控

第七條の六 令和七年度分の個人の県民税に限り、県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び法第二十四条第八項の規定による判定をするときの現況において法の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三十七條、第三十八條から第三十八條の四まで、附則第四条の二第二項、附則第六条第一項、附則第六条の四の二第一項、附則第六条の五及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2| 前項の県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十七條、第三十八條から第三十八條の四まで、附則第四条の二第二項、附則第六条第一項、附則第六条の四の二第一項、附則第六条の五及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の法第三百十四條の三、第三百十四條の六から第三百十四條の九まで、法附則第三条の三第五項、法附則第五条第三項、法附則第五条の四の二第五項、法附則第五条の五第二項及び法附則第七条の二第四項の規定を適用して計

算した場合の所得割の額

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 (略)

2 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

(上場株式等に係る配当所得等に係る県民税の課税の特例)

第八条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第九条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十条 (略)

2 (略)

一四 (略)

(短期譲渡所得に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一条の二の七 (略)

2 (略)

一四 (略)

五 附則第七条の五及び附則第七条の六の規定の適用については、附則第七条の五第一項及び附則第七条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第七条の五第二項第一号及び附則第七条の六第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」とする。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二條の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六條の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六條第二項ただし書の規定の適用について

第十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二 (略)

2 (略)

3 (略)

一四 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)

第十一条の二の七 (略)

2 (略)

一四 (略)

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第十二條の二 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令第三十六條の二の二に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六條第二項ただし書の規定の適用について

ては、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十二条の三 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 令和九年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十一条及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第三項において読み替えて適用する第一百二十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一一五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油

ては、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に法第七十三条の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における第六十五条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「二年」とあるのは、「三年（当該土地を取得した日から三年以内）同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されること」が困難である場合として令附則第六条の十八第二項に規定する場合には、四年」とする。

（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例）

第十二条の三 平成十八年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第十三条の二の二 法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十六条 令和六年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第四百四十一条及び第二項の規定にかかわらず、次項において読み替えて準用する第一百二十二条の四第四項の規定による免税証の交付があつた場合、第三項において読み替えて適用する第一百二十二条の十三第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による免税証を交付した他の都道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一一五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油

の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一―三（略）

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一项各号に掲げるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7（略）

（狩猟税の課税免除）

第二十条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項及び次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法

の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

一―三（略）

5 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で令附則第十条の二の二第十一项各号に掲げるものに基づき、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定に適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行つたオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和六年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第三項の規定により読み替えられた第二百五条第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同条第三項及び法第四百四十四条の三第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7（略）

（狩猟税の課税免除）

第二十条 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項及び次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われた場合には、第六十五条第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法

第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

#### （狩猟税の税率の特例）

第二十條の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2  
(略)

第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときは、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

#### （狩猟税の税率の特例）

第二十條の二 平成二十七年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第百六十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2  
(略)

### 附 則

#### （施行期日）

第一条 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（徴収金の納付又は納入の場所等に関する経過措置）

第二条 令和八年三月三十一日までの間は、納税者又は特別徴収義務者は、この条例の施行の日の前日において、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準を満たしている者として現に県税の



収納の事務の委託を受けている者に対し、納税通知書（個人の県民税に係るものを除く。）、納付書又は納入書をもって納付し、又は納入する徴収金を納付し、又は納入することができるとができる。